

大野町空家等改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の空家バンクの利用を促進するとともに、空家等の有効活用による移住・定住を推進するため、空家等の改修を行う者に対し、その費用について補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大野町補助金交付規則（昭和50年大野町規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家バンク 大野町空家バンク事業実施要綱（令和元年大野町要綱第23号）に規定する制度をいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (3) 町税等 大野町税条例（昭和36年大野町条例第14号）第3条第1項に規定する町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該町税に係る督促手数料及び延滞金をいう。
- (4) 専用住宅 専ら居住の用に供する住宅をいう。
- (5) 空家等実態調査 空家特措法第9条第1項の規定による調査をいう。
- (6) 自治会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空家等の所有者又は当該空家等の固定資産税の納税義務者であつて、次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 改修した空家等を空家バンクに登録すること。
 - イ 本人及び同一世帯に属する者（以下「本人等」という。）に町税等の滞納がないこと。

ウ 本人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 空家等を購入又は賃借した者であって、次に掲げる要件を全て満たす者

ア 本町に住民登録をすること。

イ 購入又は賃借した空家等に5年以上居住すること。

ウ 本人等に町税等の滞納がないこと。

エ 本人等が、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 当該空家等の売買契約又は賃貸借契約が締結されていること。

2 補助金は、一の空家等に対して、前項に定める補助対象者の区分ごとに1回限り交付する。

（補助対象空家等）

第4条 補助金の交付対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空家等とする。

(1) 空家等実態調査により町が把握しているもの

(2) 専用住宅であるもの（集合住宅、併用住宅又は事業用賃貸住宅は除く。）

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が行う補助対象空家等の改修のうち次の各号のいずれかに該当する改修であって、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。この場合において、他の公的な制度による補助金等の支給を受けている改修は、対象としない。

(1) 主体構造部の改修

(2) 屋根、外壁、内装の改修

(3) 台所、浴室、便所、居室及びこれらに付随する設備の改修

(4) その他町長が必要と認める改修

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象者	補助率	補助上限額
空家等の所有者又は当該空家等の固定資産税の納税義務者	改修費用の2分の1	500,000円

空家等を購入又は賃借した者	1,000,000円
---------------	------------

2 空家等を購入又は賃借した者が次の各号の一に該当した場合は、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

- (1) 補助金交付決定日において同一世帯に中学生以下の子どもがいる場合 中学生以下の子ども1人あたり100,000円
- (2) 補助対象事業完了日までに自治会へ加入し、加入金を支払った場合 加入金支払額と100,000円とのいずれか低い金額

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大野町空家等改修補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、改修の着手前に町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票
- (2) 改修する空家等の所有又は賃借を証する書類
- (3) 賃借した空家等を改修する場合は、当該空家等の所有者の同意書
- (4) 改修する空家等の位置図
- (5) 改修箇所を記した平面図及び写真
- (6) 改修内容を記した図面
- (7) 改修に係る工事契約書及び見積書の写し
- (8) 誓約書（様式第2号）
- (9) 住民情報及び納税情報の閲覧に対する同意書（様式第3号）
- (10) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、大野町空家等改修補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないと決定したときは、大野町空家等改修補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の決定にあたり、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、大野町空家等改修補助金変更等承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、大野町空家等改修補助金変更等承認通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知する。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、改修が完了したときは、大野町空家等改修補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 改修に要した費用の支払いを確認できる書類
- (2) 改修後の改修箇所の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定及び請求）

第11条 町長は、前条の規定による報告を適当と認めたときは、大野町空家等改修補助金確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知する。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに大野町空家等改修補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、交付決定者に対して速やかに補助金を交付する。

（補助金の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対して、期限を定め、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定者が、建築基準法（昭和22年法律第201号）その他の関係法令に違反して改修を行ったとき。
- (3) 交付決定者が、第3条第2号イに規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(調査等)

第13条 町長は、補助金の交付事務の適正な執行を図るため、必要な限度において、関係者に対して書類の提出若しくは報告を求め、又は調査をすることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。